

安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例骨子（案）に対する意見募集の結果および意見に対する市の考え方について

★意見募集期間：令和7年11月26日（水）から令和7年12月25日（木）まで

★資料公開場所：市のホームページ及び安来庁舎（環境政策課）、広瀬庁舎（広瀬地域センター）、伯太庁舎（伯太地域センター）

★意見提出者数：6人

★意見等項目数：55件

★意見の取扱い：今回のパブリックコメントと関連のない意見等が提出されている場合、その意見等については公表していません。

ご意見の中から条例骨子（案）に関わる部分を抜粋し、要約している場合があります。

NO	項目	いただいたご意見	回答
1	1 目的	<p>(目的)の文言</p> <p>「事業推進との調和」について</p> <p>調和を図るなら、推進も「抑制」もどちらも必要。</p> <p>再エネ環境破壊に起因する災害が起きてはならない。</p> <p>発電設備だけでなく今は「蓄電所」「系統用蓄電池事業」も含めるべき。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備等が自然環境、景観、居住環境その他の地域環境に及ぼす影響に鑑み、災害の発生を防止するとともに設置等に関して必要な規制事項を定めることで、再生可能エネルギー発電事業推進等と地域環境との調和を図り、もって良好な環境及び安全な市民生活を確保することを目的としてください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>(目的)第1条中「再生可能発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全としており、ご意見いただいた内容は確保されるものと考えます。</p> <p>発電設備だけでなく今は「蓄電所」「系統用蓄電池事業」も含めるべきとの意見ですが、現在、再生可能エネルギーの普及が全国的に進んでいます。ただ、太陽光発電をはじめ一部の現場においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。安来市においても、令和3年度に民間事業者から風力発電計画があったが、その際、市民、関係団体等を含め懸念の意思があがり、令和5年度に民間事業者から調査結果を踏まえ、事業性や環境影響の観点から総合的に判断し計画を断念した経過があります。</p> <p>このような背景から、条例骨子（案）の規制の対象を、太陽光発電施設及び風力発電施設としております。</p> <p>いただいたご意見を参考に条例の対象となる発電施設の区分（種類）については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

2	3 定義	「発電施設等」とし、太陽光発電施設、風力発電施設、蓄電所とする。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、再生可能エネルギーの普及が全国的に進んでいます。ただ、太陽光発電をはじめ一部の現場においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。安来市においても、令和3年度に民間事業者から風力発電計画があったが、その際、市民、関係団体等を含め懸念の意思があがり、令和5年度に民間事業者から調査結果を踏まえ、事業性や環境影響の観点から総合的に判断し計画を断念した経過があります。</p> <p>このような背景から、条例骨子（案）の規制の対象を、太陽光発電施設及び風力発電施設としております。</p> <p>いただいたご意見を参考に条例の対象となる発電施設の区分（種類）については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
3	3 定義	<p>再エネは太陽光と風力だけではありません。</p> <p>中国電力などの本業の発電事業ではなく、にわか仕込の発電事業者が行うすべての発電事業が対象でもいいのではないですか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、再生可能エネルギーの普及が全国的に進んでいます。ただ、太陽光発電をはじめ一部の現場においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。安来市においても、令和3年度に民間事業者から風力発電計画があったが、その際、市民、関係団体等を含め懸念の意思があがり、令和5年度に民間事業者から調査結果を踏まえ、事業性や環境影響の観点から総合的に判断し計画を断念した経過があります。このような背景から、条例骨子（案）の規制の対象を、太陽光発電施設及び風力発電施設としております。</p> <p>いただいたご意見を参考に条例の対象となる発電施設の区分（種類）については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>
4	3 定義	太陽光発電設備の設置に関しては、ペロブスカイト太陽光パネルの寿命が約10年と短命な事もあり、リサイクル（リサイクルセンターの設置等）の定義もあわせて行う必要があると思います。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>リサイクルにつきましては、国において検討が進められており、市として動向を注視してまいります。</p>

5	3 定義	<p>風力発電は全発電設備規模のだけでは無くタイプ別で定義する必要があるかもしれません。</p> <p>3-12 と 13 や 5.事業者の責務に当てはまるものかもしれませんが。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>出力による区分が判断の容易性も含め、妥当であると考えます。</p>
6	3 定義	<p>(設置するために行う樹木の伐採、 )とあるが、作業道や伐採木の仮置き場予定地等について、発電施設設置工事着手前に内密に個人や他の事業者へ依頼し伐採したり、伐根しなければ地形の変更にあたらないとする悪質事業者もあることから、そのような事前準備と称することも含めて規制できるよう明確にしていきたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘のとおり「3-(2)定義」に発電設備の設置又は増設（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業としております。</p> <p>また、「9.事前協議」にありますとおり、発電事業を実施しようとする場合は事前に協議が必要であり、事業者に対し必要な助言又は指導をすることとなっており、関係機関と連携し個別に判断していきます。</p>
7	3 定義	<p>太陽光も 20 キロワット未満を小規模事業発電事業で良いのでは？併せて、中規模発電事業は 20 キロワット以上とする。とすると、中規模発電事業の幅が太陽光 20 キロワット～40.000 キロワット、風力は 50.000 キロワットと広がるので、運用規則等で細分化した方が良いのでは？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、「低圧電源」、「高圧電源」の出力が明記されており、また再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離も併せて明記されており、その範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。</p>
8	3 定義	<p>近隣区域の範囲が狭すぎます。それぞれ 10 倍にしないとイケないと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が明記されており、その範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。</p>

9	3 定義	<p>3. 問題点①：地域住民の定義が極めて狭く、実態を無視している。本条例では「地域住民等」を事業区域から一定距離内に限定しているが、騒音、低周波音、景観破壊、水系・生態系への影響は、はるかに広範囲に及ぶ。</p> <p>強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域住民等」の定義を流域全体、生活圏、通学・通勤圏、自治体全域レベルまで拡大すること。</li> <li>・「距離」ではなく、影響の及ぶ可能性があるすべての住民を対象とすること。</li> </ul> <p>限定的な定義は、意見排除のための制度設計を助長しかねない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が明記されており、その範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。</p>
10	3 定義	<p>中規模に至っては事業規模が 800 倍から 2500 倍もあるのに一律 300m は理解し難い。</p> <p>事業者はこれらを盾に説明会に参加できる住民、質問できる住民の範囲を限定してきている現状がある。とても問題だ。</p> <p>10 キロワット当たり 100m くらいではどうでしょうか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が明記されており、その範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。</p>
11	3 定義	<p>単に市長が必要と認める者、では判断基準も曖昧で一般の方は不安も言い出し難いのではないのでしょうか？風力発電などは特に山の尾根を開削するのが主流なので、遠く離れた海、沿岸漁業にも影響するし、山間部を切土盛土する太陽光発電もあとあと土砂災害の影響を受けるのは遠く離れた地域でもあるので、流域や影響範囲にあると認められる地域の住民も加える文言が欲しいです。</p> <p>その他、市に対して要望があった者と地域、団体(住民団体を含む)、及び市長自ら必要と認める者としたらどうでしょうか？</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「3-(11)定義」に明記している以外の者については、「ウ その他市長が必要と認める者」として対象の事業内容により個別に判断するものと考えます。</p>

12	3 定義	<p>中規模発電事業の定義を細分化すべきと思います。</p> <p>定義の(4)中規模発電事業の定義は太陽光発電では50Kw～40,000Kwになります。(資源エネルギー庁と同じ)これは家庭用太陽光発電10軒分(パネル数・約200枚)から東京ドーム12個分以上の広さ(パネル数・約14万枚)と幅が大きすぎます。</p> <p>(11)の地域住民等の定義は、中規模発電事業は土地境界線から水平距離が300m内に定める範囲内の区域の土地又は建物の所有者、占有者又は管理者になります。事業面積が800倍もの差があるのに説明会の対象者は水平距離一律300mなのは問題です。(同定義の松江市再エネ条例では、松江市のゴルフ場跡地に建設予定の太陽光発電事業において、水害など生活に影響が出る地域住民が説明会へ参加できない状況が起きています。)また、風力発電の中規模の定義は20kw～50,000kwと2,500倍の差があるのです。太陽光発電も、これらの規模の差が生活環境へ与える影響の差は規模の大きさに比例する以上に大きくなることは容易に想像できるのではないのでしょうか。</p> <p>市民の生命及び財産を保護、自然環境、生活環境を保全することが目的なら、この定義を見直してください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」において、再生可能エネルギー発電事業を実施する場所の敷地境界線からの水平距離が明記されており、その範囲内に居住する者に対して説明することとなっていることから、その考え方を準用したものです。</p>
13	4 適用範囲	<p>発電事業には、蓄電所を加えるべきです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>現在、再生可能エネルギーの普及が全国的に進んでいます。ただ、太陽光発電をはじめ一部の現場においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。安来市においても、令和3年度に民間事業者から風力発電計画があったが、その際、市民、関係団体等を含め懸念の意思があがり、令和5年度に民間事業者から調査結果を踏まえ、事業性や環境影響の観点から総合的に判断し計画を断念した経過があります。このような背景から、条例骨子(案)の規制の対象を、太陽光発電施設及び風力発電施設としております。</p> <p>いただいたご意見を参考に条例の対象となる発電施設の区分(種類)については、今後の検討課題とさせていただきます。</p>

14	4 適用範囲	FIT/FIP 制度によらない事業も含むべきです。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>発電出力 10KW 以上の発電設備を用いた発電事業を対象としております。</p>
15	4 適用範囲	なぜ国、公共団体が行う発電事業を除くのですか？	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国や地方自治体が条例等の目的・趣旨を遵守して事業を計画・実施することは当然のことと考えますので、適用除外としております。</p>
16	5 事業者の 責務	事業者の責務は義務としてください。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を参考に、検討いたします。</p>
17	5 事業者の 責務	<p>地域住民等との良好な関係の保持に努めるとはどのような事でしょうか？</p> <p>事業者には、地域住民等が納得のいく対策及び説明をする義務があります。このことを明記したうえで初めて良好な関係が保持できるものと思います。そのうえで、事業を行うには地域住民等の同意が不可欠です。</p> <p>事業に起因した損害への金銭的倍層を想定した条項が必要です。</p> <p>事業終了時の撤去及び廃棄を義務付ける条項が必要です。</p> <p>維持管理、修繕費とは別に、着工時からその原状回復、解体、撤去及び廃棄費用を積み立て市に預託することを義務とする。</p> <p>着工と同時に想定総工費の 7%を保証金として金融機関等に預託を義務とし、市が第一順位の質権を持つこと。事業承継時にも質権の順位は変わらない事。</p> <p>預託通帳等は、貸金庫に保管し、その鍵は市が保管する。事業承継時にも必要な手続きをする場合を除き市が保管することを義務とする。</p> <p>等、義務として具体的な明記が必要です。</p> <p>実際の事業者は、事業終了時は更地にして返すと地権者と地上権設定契約書を交わしているのが散見されるので、地上権設定契約書には原状回復を明記することが必要です。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p> <p>また、「19.事業の廃止」にありますとおり、事業終了時の撤去及び廃棄を義務づけております。また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保すること等ご意見を参考に検討いたします。</p>

18	6 土地所有者の責務	<p>この文言は推進の為の文言で、全く危機管理意識を感じません。</p> <p>土地を貸し付けるにあたっての責務があります：自然環境、景観、安全安心な生活環境を毀損しないか、熟慮、判断しなければならない。よって、土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。</p> <p>と加え、全面改定を求めます。その次項に事業区域の土地所有者等へと続けてください。</p> <p>また、小規模発電への貸付であっても、土地所有者等は市の指導を仰ぐことができる。(市は本条例の理念を土地所有者等にガイダンスするとともに、理念に沿った立場で土地所有者等の相談に応じなければならない。)これをどこかに明記いただきたいです。一般の地主さんは安来市が条例で目指している姿を直ぐに頭に浮かべる人は稀だと思います。安来市として、豊かな自然環境や文化を財産として守りたいのならば、市が市民をガイドしていかねばならないのではと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を参考に検討いたします。</p> <p>また、条例施行時に手引きの作成及び広報を通じて周知してまいります。本条例骨子(案)に関わらず、所管課が窓口としてご相談を承っております。</p>
19	7 地域住民等の責務	<p>ここは公共団体の事業の場合の事でしょうか？</p> <p>事業者が民間であれ、公共団体であれ、地域住民等は納得のいく対策や説明を受ける権利があると思います。そういう文言も無く今のような文言はとても威圧的に感じます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
20	8 禁止区域	<p>発電設備の反射光が生活区域、道路等、光害が発生しない区域</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>反射光が生活区域、道路等、光害が発生しない区域を限定することは困難だと捉えております。しかしながら、資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することのないよう適切な措置を講ずるよう努めることとなっており、事業者に求めていく考えです。</p>

21	8 禁止区域	<p>幼稚園・保育園・学校周辺、医療機関・介護施設周辺、神社・仏閣の周辺は禁止区域にしてください。</p> <p>安来市、又は周辺の市町村の水源地に影響を与える場所への設置は禁止して下さい。</p> <p>安全保障上、懸念される場所は禁止区域にして下さい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>挙げられた施設等を禁止することは、土地所有者、事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから、慎重に検討する必要があると考えており、いただいたご意見を参考に今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>安来市、又は周辺の市町村の水源地に影響を与える場所、安全保障上、懸念される場所につきましては、影響を与える範囲の特定が困難なことから、禁止区域の設定は困難と考えております。</p>
22	8 禁止区域	<p>足立美術館周辺地域など景観配慮された地域も存在します。</p> <p>このような景観にデリケートな地域も禁止区域として保護して頂きたいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>挙げられた施設等を禁止することは、土地所有者、事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから、慎重に検討する必要があると考えており、いただいたご意見を参考に今後の検討課題とさせていただきます。</p>
23	8 禁止区域	<p>沢山項目が上がっていてどこかに入っているのかもしれませんが、何かの法に指定されていなくても、尾根（山稜部）と、その周辺を含めた山全体や、湧き水地、水源地(周辺の市町村に影響を与える場所を含む)や、中海とその周辺や、コウノトリや白鳥が飛来している地域や、神話等伝承のある地域、古墳、寺、神社の周辺や、安来節に歌われる場所や、農地や、医療機関、介護施設、幼稚園・保育所等保育施設、学校等の周辺や、河川、取水施設、農業用水(ため池を含む)等に影響が出る地域等はゾーニングで保護地域としてください。</p> <p>県のふるさと島根の景観づくり条例に基づき、ふるさと安来の景観を損なう工事を伴う事業は禁止してください。</p> <p>農業用ため池を事業用沈砂池に使う事を禁止してください。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>挙げられた施設等を禁止することは、土地所有者、事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから、慎重に検討する必要があると考えており、いただいたご意見を参考に今後の検討課題とさせていただきます。</p>

24	8 禁止区域	<p>6. 問題点④：民家からの距離規制が存在しないことは極めて危険である風力発電・大規模太陽光発電は、騒音・低周波振動・シャドーフリッカー・景観破壊による精神的被害など、距離に比例して影響が増大することが明らかである。</p> <p>強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての再生可能エネルギー発電設備について民家・居住区域から最低4km以上のバッファゾーンを法的に義務付けること</li> <li>・この距離規制は、例外なく緩和不可とすること。</li> </ul>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>挙げられた施設等を禁止することは、土地所有者、事業者の財産権の侵害につながる可能性があることから、慎重に検討する必要があると考えており、いただいたご意見を参考に今後の検討課題とさせていただきます。</p>
25	9 事前協議	<p>環境影響評価書が確定する前に、他の事業者や個人に内密に依頼し事業作業道用地やその付近の山林伐採を間伐と称して行う悪質事業者があるので、事前協議の際には、このような事が無いことを確認し禁止して頂きたい。</p> <p>事業者は、事前協議書を提出し、内容に変更がある時は必要資料を添付して変更協議書を提出しなければならない。</p> <p>市長は、事前協議書又は変更協議書の提出を受けたときは、事業者に対し意見等を書面で通知するものとし、市民に公開するものとする。</p> <p>事前協議の際に、地主との契約書のテンプレート提出を求められるものであれば求めたい。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「9.事前協議」にありますとおり、発電事業を実施しようとする場合は事前に協議が必要であり、事業者に対し必要な助言又は指導をすることとなっており、関係機関と連携し個別に判断していきます。</p> <p>規則において、事前協議書の提出を求める事と考えております。また、市民への公開は考えておりませんが、変更協議書の提出につきましては、ご意見を参考に検討いたします。</p>
26	10 説明会の実施	<p>説明会も近隣以外にも自由参加枠を設けてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「3-(11)定義」に明記している以外の者については、「ウ その他市長が必要と認める者」として対象の事業内容により個別に判断するものと考えます。</p>

27	10 説明会の実施	<p>地域住民等への説明会は公開であるべきですが、一日に複数個所で行う場合に1回までと参加制限をかけたり、口頭での質問を受け付けなかったり、書面で質問を受けてもその場で回答をしなかったり、受付や質問に当たって住所氏名電話番号の記載を強く求めたり、口頭質問の場合も実施対象地域の方の質問を優先するためと称して居所を求めたり(沢山の人が挙手しているのに事業者が発言を許可し当てる人が不思議なくらい実施対象地域の人である等、事業者が質問者を選別している?)、事業者のルールで整然と粛々と事業者団と1人の質疑応答が進みます。が、事業者の正論の威圧感の中、聞きたい事の核心の回答を得たとは言い難い雰囲気の説明会が対象事業地3町の住民を対象として開催された。3町の町長が反対の意向を揃って示しても粛々と事業推進する事業者に住民の声は届かない。</p> <p>説明会は地域住民等の声を聞き、疑問点や不安点を明らかにして、それを事業者が解消するために意見を取り入れて行くためのものでなければならない。事業者が威圧してはならない。納得のいく対策と説明が必須であり、説明会を通じて、事業者は生活に影響を与える地域住民等の同意を得ることを義務とすべきであり、単なる自治会長個人の同意ではないことを明記</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
28	11 協定の締結	<p>保全に関する協定を締結しなければならない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>協定につきましては、地域住民等と事業者が、地域環境に関することなど取り決めたい内容を示すものと想定しており、「11.協定の締結」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。</p> <p>また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討いたします。</p>

29	11 協定の締結	<p>協定書の締結は安来市と事業者にしてほしい。自治会はお金がないため訴訟になっても対応ができません。許可を市長が出すなら、責任は市が負うべきです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>協定につきましては、地域住民等と事業者が、地域環境に関する事など取り決めたい内容を示すものと想定しており、「11.協定の締結」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。</p> <p>また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討いたします。</p>
30	11 協定の締結	<p>協定書締結の当事者は安来市と事業者であるべき。</p> <p>自治会は万一の場合、訴訟費用がありません。</p> <p>訴訟になる場合、事業者が何らかの責任を果たさない時だと思うので。事業者の積立金をその様な場合にも使えるようにしておくことができれば良いと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>協定につきましては、地域住民等と事業者が、地域環境に関する事など取り決めたい内容を示すものと想定しており、「11.協定の締結」にありますとおり、市は協定の内容について事業者及び地域住民等へ助言を行うこととしています。</p> <p>また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討いたします。</p>

31	12 同意	同意を得なければならない。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
32	12 同意	同意取得は努力義務だけですか。説明会を開けば住民の同意は取れたとして事業が進められるんですか。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>

33	12 同意	<p>生活に影響を与える周辺地域住民の同意を得ることを義務として下さい。これは自治会の長の同意ではありません。(自治会の長が住民の意見を聞かずに許可を与えることがあるため)</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
34	12 同意	<p>同意は、努めるではなく「義務」です。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。</p> <p>資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>

35	12 同意	<p>5. 問題点③：住民同意が蔑ろにされる事例が続出している現状 本条例では、住民同意の必要性について扱われていない。 生活環境を根本から変える事業・健康や財産や地域の将来に影響する事業においては、説明会の開催や理解の促進だけではなく、住民の同意を得ることも義務化されるべきである。 強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・影響を受ける地域住民の70%以上の書面による明示的 同意を事業実施の必須要件とすること</li> <li>・同意が得られない場合はいかなる理由があっても事業を認めないこと</li> </ul>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 「10.説明会の実施」のとおり、地域住民等への説明会を義務づけております。また、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申し出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解に努め、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話合いの機会を設けなければならないとしております。 資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン」において、「地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること」とあり、地域住民の同意は必須でないことから、その考え方を準用しておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
36	13 届出	<p>届出は許可制に改める。 着手の60日前までに市長に事業計画を提出し、設置の許可を得ること。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 許認可による規制ではなく届出の際、事業計画書等の提出を求め、必要な指導・助言を行うこととしております。 「13.届出」では、30日前としておりますが、いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
37	17 維持管理	<p>自然環境等の保全に支障が生じるため、維持管理に農薬・除草剤等の使用を禁止するべき。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見として承ります。</p>
38	18 地位の承継 19 事業の廃止	<p>再生エネルギー事業において最も懸念されるのは、事業終了後に事業本体が外資のペーパーカンパニーに売却され撤去をせずそのまま事業設備が放置されてしまうことにある。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 「19.事業の廃止」のとおり、事業終了時の撤去及び廃棄を義務づけております。また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保すること等いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
39	18 地位の承継	<p>地位の承継にあたっては、安来市の権利（質権順位等）も引き継ぐものと明記。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見として承ります。</p>
40	19 事業の廃止	<p>着工前だと、事前準備と称して伐採している悪質事業者がいるので、「着手前」とすべき。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 ご意見として承ります。</p>

41	19 事業の廃止	<p>7. 問題点⑤：撤去・修復を担保しない制度は将来世代への責任放棄である</p> <p>— 強制的「積立制度」の導入を強く求める —</p> <p>本条例骨子（案）では、事業廃止時の撤去義務を定めているが、それを確実に実行させる財政的裏付けが存在しない。これは全国で問題となっている「放置太陽光」「放置風力」を再生産する制度である。</p> <p>強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開始前に、以下を目的とした強制的積立制度（信託または市管理基金）を義務化すること。</li> </ul> <p>設備撤去費用、原状回復費用、森林・水環境・生態系修復費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立金は事業規模・立地リスクに応じて段階的に増額すること</li> <li>・事業者破綻時でも市が確実に撤去できる制度設計とすること</li> </ul>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「19.事業の廃止」のとおり、事業終了時の撤去及び廃棄を義務づけております。また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保すること等いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
42	21～23 立入調査、指導、助言及び勧告、公表	<p>釧路や鴨川等のような再三の注意勧告にも従わない事業者は事業許可の取消を含めた罰則を行使できるように明記すべき。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>罰則の規定はしていませんが、市長から事業者に対する助言、指導、勧告に関する旨を規定し、従わないときは事業者を公表する旨を規定しています。</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。認定取消しとなれば売電できなくなることから、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。また、法令を遵守しない事業者が対外的に明らかになることは、企業活動からは望ましいことではなく、このような仕組みを通じて事業者の条例遵守を促すものと考えております。</p>

43	その他	事業者の違法行為や事業に対しての怠慢などに対する法的抗拘束力が全く明記されていません。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>罰則の規定はしていませんが、市長から事業者に対する助言、指導、勧告に関する旨を規定し、従わないときは事業者を公表する旨を規定しています。</p> <p>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法では、条例を含めた関係法令の規定に違反した場合に、認定基準に適合しないとみなされ、国が事業認定の取消しを講じることとなっております。認定取消しとなれば売電できなくなることから、事業者が条例を遵守する効果が期待できると考えております。また、法令を遵守しない事業者が対外的に明らかになることは、企業活動からは望ましいことではなく、このような仕組みを通じて事業者の条例遵守を促すものと考えております。</p>
44	その他	風力発電の際には、反対表明を示していただき市長に感謝しております。伯太、広瀬の山々はイザナギ、イザナミ信仰の残る日本の歴史の源流ともいえるべき聖域であると思います。ぜひ1000年後の未来におきましても美しい自然を後世に残すことがわれわれの責務と考えます。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p>
45	その他	維持管理に農薬や除草剤が大量に使われます。この使用を禁止してください。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
46	その他	全国では倒産し放置する事業所がたくさん報告されています。放置されるとパネルから有害物質が漏出し周辺の土地に影響を与えるため、安来市が住民の税金で撤去しなくてはならなくなります。建設前に預託金をとるようにして下さい。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>「19.事業の廃止」にありますとおり、事業終了時の撤去及び廃棄を義務づけております。また、維持管理の条項において、事業者が発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保すること等いただいたご意見を参考に検討いたします。</p>
47	その他	大切なインフラを外資系企業に任せるのは大変心配です。外資事業の規制をして下さい。	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>再生可能エネルギー発電事業は、事業者が関係法令等を遵守し、必要な手続きを行った上で実施することとなりますので、条例骨子（案）のとおりと考えております。</p>

48	その他	<p>2025 年当初から世界の投資家の再エネ事業撤退が相次いでいます。これ以上太陽光発電や風力発電が建設され、自然環境が破壊されないように厳しい条例を求めます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国が再生可能エネルギーを推進しているなか、太陽光発電事業をはじめ一部の事業者においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。国も規制強化の検討を示していますが、全国的にも不安の声が上がっているのも事実であります。発電設備の設置に伴う自然環境・生活環境等への影響を抑制することを前提に諸問題が生じた場合に対応できるよう、禁止区域の設定、事前協議、地域住民等への説明会の実施、届出等を事業者に求め、勧告等も規定することにより、設置するには適正な管理が求められる事になります。また、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討するとともに、市として国の動向を注視してまいります。</p>
49	その他	<p>プロペラ型は発電力が高いのですが、低周波音や風切り音での騒音公害、高回転のブレードによるバードストライク、強風でブレードが破壊された場合の被害など考えられます。</p> <p>マグナス式等の横回転型の物は発電量が低い代わりに騒音やバードストライクは低いので自然環境に優しいです。</p> <p>この様にタイプによりかなり特徴があります。</p> <p>それぞれの特性により 8. 禁止区域にも変化が生じるかと思えます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見として承ります。</p>
50	その他	<p>意見の作成にあたっては以下の条例等を参考にしました。</p> <p>兵庫県：太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例</p> <p>神戸市：神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例。また、北海道の江差町、登別市の条例を参考にゾーニングで、従来型太陽光パネルは屋根への設置となるよう制定していただきたいです。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>ご意見として承ります。</p>

51	その他	<p>1. 意見書提出の立場</p> <p>本意見書は、「安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例骨子（案）」に対し、現行案のままでは市民の生命・健康、森林、水環境、野生生物、さらには地域社会そのものを守ることができないとの強い危機感に基づき提出するものである。</p> <p>結論から述べれば、本条例骨子（案）は再生可能エネルギー事業を事実上容認・促進する内容であり、規制条例として著しく不十分であるため、抜本的な再構築なしに制定されるべきではない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国が再生可能エネルギーを推進しているなか、太陽光発電事業をはじめ一部の事業者においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。国も規制強化の検討を示していますが、全国的にも不安の声が上がっているのも事実であります。発電設備の設置に伴う自然環境・生活環境等への影響を抑制することを前提に諸問題が生じた場合に対応できるよう、禁止区域の設定、事前協議、地域住民等への説明会の実施、届出等を事業者に求め、勧告等も規定することにより、設置するには適正な管理が求められる事になります。また、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討するとともに、市として国の動向を注視してまいります。</p>
52	その他	<p>2. 「再生可能」という言葉による重大な誤認</p> <p>再生可能エネルギーはしばしば「環境に優しい」「持続可能」と称されるが、それは発電時にCO<sub>2</sub>を排出しないと一側面のみを強調したものである。</p> <p>実際には、森林の大規模伐採・地形改変による災害リスクの増大・野生生物の生息地破壊・水循環の破壊・住民の健康被害・生活環境悪化といった深刻かつ不可逆的な環境破壊を伴う事業であることが、国内外で明らかになっている。</p> <p>本条例骨子（案）は、この現実を正面から直視しているとは言い難い。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国が再生可能エネルギーを推進しているなか、太陽光発電事業をはじめ一部の事業者においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。国も規制強化の検討を示していますが、全国的にも不安の声が上がっているのも事実であります。発電設備の設置に伴う自然環境・生活環境等への影響を抑制することを前提に諸問題が生じた場合に対応できるよう、禁止区域の設定、事前協議、地域住民等への説明会の実施、届出等を事業者に求め、勧告等も規定することにより、設置するには適正な管理が求められる事になります。また、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討するとともに、市として国の動向を注視してまいります。</p>

53	その他	<p>4. 問題点②：累次影響（累積・総合影響）を無視している。</p> <p>本条例骨子（案）は、各事業を個別・単体でしか評価しない前提となっている。しかし実際には、小規模事業が多数集積することで森林 破壊、水環境悪化、生態系崩壊が連鎖的・累積的に進行する。これは再生可能エネルギー問題における最も深刻な欠陥の一つである。</p> <p>強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単体事業ではなく、流域・山系・生態系単位での累次 影響評価を義務化 ・一定地域内の複数事業を「一つの大規模事業」とみなす制度の導入</li> </ul> <p>これを欠いた条例では、真に市民を守るための環境条例とは称し難い。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国が再生可能エネルギーを推進しているなか、太陽光発電事業をはじめ一部の事業者においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。国も規制強化の検討を示していますが、全国的にも不安の声が上がっているのも事実であります。発電設備の設置に伴う自然環境・生活環境等への影響を抑制することを前提に諸問題が生じた場合に対応できるよう、禁止区域の設定、事前協議、地域住民等への説明会の実施、届出等を事業者に求め、勧告等も規定することにより、設置するには適正な管理が求められる事になります。また、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討するとともに、市として国の動向を注視してまいります。</p>
54	その他	<p>8. 問題点⑥：社会的負荷を生む事業には増税が不可欠である。</p> <p>再生可能エネルギー事業は、景観破壊・環境リスク・行政監視コスト・災害時対応負担など、多大な社会的コストを地域に押し付けている。それにもかかわらず、税制上は優遇される場合が多く、受益者（事業者）と負担者（住民）が乖離している。</p> <p>強く求める改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備に対する特別環境負担税（目的税）の創設</li> </ul> <p>（税収は以下に限定使用すること）</p> <p>環境監視・健康影響調査・景観保全・災害対策 ・自然破壊度・立地リスクが高い事業ほど累進的に課税 を強化する制度とすること。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>特別環境負担税（目的税）につきましては、市として国・県の動向を注視してまいります。</p>

55	その他	<p>9. 結論：本条例骨子（案）については、更なる具体化・厳格化が必要である。</p> <p>本条例骨子（案）は、事業者の利便性を優先し、地域住民の健康と環境を二次的に扱い、将来世代への責任を放棄する事業を容認しかねない内容であり、このまま制定されることには強い危機感を覚える。よって、地域住民の定義拡大・累次影響評価の義務化・住民同意率70%以上の法定要件化・民家から4km以上のバッファゾーン設定・積立制度・増税の義務化 これらの内容を盛り込み、更に具体化・厳格化した、市民に寄り添った条例の制定を要求いたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>国が再生可能エネルギーを推進しているなか、太陽光発電事業をはじめ一部の事業者においては問題が発生し、自然環境への悪化の影響が心配されているという状況があります。国も規制強化の検討を示していますが、全国的にも不安の声が上がっているのも事実であります。発電設備の設置に伴う自然環境・生活環境等への影響を抑制することを前提に諸問題が生じた場合に対応できるよう、禁止区域の設定、事前協議、地域住民等への説明会の実施、届出等を事業者に求め、勧告等も規定することにより、設置するには適正な管理が求められる事になります。また、発電設備の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去等の処理に要する費用を確保、事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険の加入等を検討するとともに、市として国の動向を注視してまいります。</p>
----	-----	--	--